

士 午後

令和 7 年測量士試験問題集

必須〔No. 1〕

問 A. 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の条文の一部である。

～ に入る語句を次のページの語群 1 の番号 1 ～ 14の中から、
 ～ に入る語句を次のページの語群 2 の番号 15 ～ 26の中から選び、
 それぞれ番号を解答欄に記せ。

第一条 この法律は、国若しくは が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは
 して実施する 又はこれらの測量の結果を利用する につ
 いて、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、 を除き、並びに
 を確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量
 業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達
 に資することを目的とする。

第三条 この法律において「測量」とは、 をいい、地図の調製及び を含
 むものとする。

第六条 この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量
 の を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（建物に関する測量そ
 の他の 測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令
 で定めるものを除く。）をいう。

第二十六条 を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の
 測量標を使用することができる。

第五十五条の十三 測量業者は、その営業所ごとに を一人以上置かなければなら
 ない。

第五十六条 測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に の確保に努めなければ
 ならない。

＜次のページに続く＞

語群 1

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|---------|
| 1. 基本測量 | 2. 計画 | 3. 公共測量 | 4. 公共団体 |
| 5. 測定の重複 | 6. 測定の信頼性 | 7. 測定の正確さ | |
| 8. 測定用機器の製造 | 9. 測定用写真の撮影 | 10. 地図の重複 | |
| 11. 独立行政法人 | 12. 土地の測定 | 13. 補助 | |
| 14. 民間資金を活用 | | | |

語群 2

- | | | | |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| 15. 基本測定以外の測定 | 16. 基本測定及び公共測定以外の測定 | | |
| 17. 局地的 | 18. 公共測定 | 19. 絶対的 | 20. 測定記録 |
| 21. 測定士 | 22. 測定士又は測定士補 | 23. 測定成果 | |
| 24. 測定の信頼性 | 25. 測定成果の正確さ | 26. 調査結果 | |

＜次のページに続く＞